経過措置を設けた令和3年度介護報酬改定事項一覧

別紙１

名称	対象サービス	経過措置の概要
感染症対策の強化	全サービス	感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に対して周知すること。また、指針を整備すること。
業務継続に向けた取組の強化	全サービス	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
認知症介護基礎研修の受講の義務付け	全サービス ※無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。
高齢者虐待防止の推進	全サービス	虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的に実施すること。また、これらを適切に実施するための担当者を置くこと。
施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化	施設系サービス	口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。なお、「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。
施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実	施設系サービス	栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。
事業所医師が診療しない場合の減算（未実施減算）の強化	訪問リハビリテーション	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に、例外として、一定の要件を満たせば、別の医療機関の計画的医学的管理を行う医師の指示のもと、リハビリテーションを提供することができる（未実施減算）。その要件のうち別の医療機関の医師の「適切な研修の修了等」について猶予期間を３年間延長する。

※経過措置期間の終了予定日は全事項とも令和6年3月31日

令和５年度末で経過措置を終了する介護報酬の改定事項について

令和３年度介護報酬改定における改定事項について（厚生労働省HP）▶▶▶

令和３年度介護報酬改定において、以下に掲げる７つの改定事項については、令和５年度末（令和６年３月３１日）までに経過措置が終了する予定です。

当該経過措置の終了まで約６ヶ月となっておりますので、運営基準等を満たすことができているか、改めて改定事項をご確認いただき、必要な対応をお願いいたします。

1 感染症対策の強化

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。

2 業務継続に向けた取組の強化

業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション） の実施等を義務化。

3 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

4 高齢者虐待防止の推進

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること。

5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うこと。

6 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを運営基準に規定。

7 事業所医師が診療しない場合の減算の強化

事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、適用猶予措置期間を延長。

⚠ 令和５年度末で経過措置を終了する介護報酬の改定事項について（一覧）

1 感染症対策の強化　対象：全サービス

○感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から以下の内容を義務化。

・ 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、**訓練（シミュレーション） の実施。**

・ その他サービスについて、**委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等。**

2 業務継続に向けた取組の強化　対象：全サービス

○感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から以下の内容を義務化。

・**業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション） の実施等。**

3 認知症介護基礎研修の受講の義務付け　対象：全サービス

○認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から以下の内容を義務化。

・介護 に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、**介護に直接携わる職員のうち、 医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。**

4 高齢者虐待防止の推進　対象：全サービス

○利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から以下の内容を義務化。

・**虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること。**

5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化　対象：施設系サービス

○口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させる観点から以下の内容を義務化。

・口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、**基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を 行うこと。**

6 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実　対象：施設系サービス

○栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から以下の内容を見直し。

・「入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、**各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない」ことを運営基準に規定。**

7 事業所医師が診療しない場合の減算の強化　対象：訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ

○訪問リハビリテーションについて、リハビリテーション計画の作成にあたって事業所医師が診療せずに「適切 な研修の修了等」をした事業所外の医師が診療等した場合に適正化（減算）した単位数で評価を行う診療未実施 減算について、事業所の医師の関与を進める観点から以下の内容を見直し。

・事業所外の医師に求められる**「適切な研修の修了等」について、適用猶予措置期間を延長。**

令和5年度　ケアプラン点検について

第1回　同一種別の事業所を複数利用している利用者のケアプラン （居宅介護支援事業者）	33件
第2回　要介護2又は要介護3の登録者のケアプラン （小規模多機能型居宅支援事業所・看護小規模多機能型居宅支援事業所）	28件
第3回　通所介護サービス事業者が口腔機能改善管理指導加算を算定しているケアプラン （居宅介護支援事業者）	30 件

【課題分析て良かった点】

〈基本情報〉

・最低限必要な項目【課題分析標準項目（23 項目）】に沿った情報の収集及び整理が概ねできている。

〈相談〉

・相談者・相談方法・相談の経緯が明確に記載されている。

〈生活状況〉

・利用者が生活してきた中で大切にしてきたものやエピソード、趣味、得意なことや苦手なことなど、「その人らしさ」「強み」の情報が簡潔に記載されている。

〈健康状態〉

・健康面についての本人の役割、セルフケアなど、家族の役割について把握している。

・疾患のリスクや予測の情報収集や理解に努めている。

〈ADL・IADL〉

・ADL・IADL について、利用者の状態、周囲の環境からアセスメントを行い課題を導き出すことができている。

・どこから得た情報なのか明記されている。（例：認定調査票、主治医意見書、医師、本人・家族、近隣など）

〈認知症〉

・利用者個人の尊厳の保持や介護負担の軽減という視点を持ち、今後さらに症状が悪化した場合、起こり得る生活の困りごとの把握に先の対応も含めて考えられている。

〈食事・口腔〉

・必要に応じて専門家等の意見を聞くなどして、アセスメントに活かすという視点を持っている。（例：口腔機能に課題→歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士）

〈排泄〉
・排泄に関するADLの状況（下肢筋力・ふらつき・握力・つかまり立ちの持続時間）を把握し、介護等に合わせた排泄の方法を24時間の時間軸で把握ができている。
〈問題行動〉
・具体的な問題行動をいつどのように起こしているか具体的に把握している。
（例：暴行（つねる、叩く、蹴る等）・不潔行為（弄便・唾かけ等））
〈居住環境〉
・寝室の工夫（ベッド、空間、換気、室温、湿度、臭い等）を把握している。

【課題分析の運営基準等】
（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）
第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、**適切な方法**により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、**利用者の居宅を訪問**し、**利用者及びその家族に面接**して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

標準様式通知別紙4　課題分析標準項目について
（基本的な考え方）
介護サービス計画作成の前提となる課題分析については、**介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、**要介護者等の有する課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならない。
この課題分析の方式については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「基準解釈通知」という。）第２の３（運営に関する基準）の（７）⑥において、別途通知するところによるものとしているところであるが、当該「基準解釈通知」の趣旨に基づき、**個別の課題分析手法について「本標準課題分析項目」を具備することをもって、それに代えることとするものである。**

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付について

1. 制度の概要

要支援 1，2 及び要介護 1 の方は、その状態像から見て、一部の福祉用具の使用が想定しにくいため、原則として介護報酬は算定できません。（要介護 2 及び 3 の方が含まれる用具もあります。）

しかしながら、様々な疾患等によって厚生労働省の示した状態像に該当する方については例外的に給付が認められています。

したがって、軽度者に対し福祉用具の例外給付を行う際には、ケアマネジャーもしくは地域包括支援センターの計画担当者（以下、「ケアマネジャー等」とする）が利用者の状態像及び福祉用具貸与の必要性を充分に確認し、検討することが必要になります。

以下には例外給付の対象種目、厚生労働省の示した状態像、川西市に申請が必要な場合などを記載していますのでご確認ください。

2. 例外給付の対象種目

ア）車いす及び車いす付属品
イ）特殊寝台及び特殊寝台付属品
ウ）床ずれ防止用具
エ）体位変換器
オ）認知症老人徘徊感知機器
カ）移動用リフト（つり具の部分を除く）
※自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）については、要支援 1・2、要介護 1・2・3

3. 例外給付の対象となる場合

①認定調査票の記載内容を確認する
直近の認定調査における基本調査の結果から、以下の表 1 に該当しているか確認してください。

例）特殊寝台及び特殊寝台付属品の場合
表 1 を見ると、「日常的に起き上がりが困難な者」もしくは「日常的に寝返りが困難な者」が例外給付の対象になる状態像であることがわかります。つまり、基本調査 1-4（起き上がり）もしくは 1-3（ねがえり）が「できない」になっていれば保険給付の対象になり得ます。

例外給付の対象になる状態像であることが基本調査で確認できる場合は、サービス担当者会議等で必要性を検討の上、貸与してください。

②基本調査の確認項目がない場合

「車椅子及び同付属品」の「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「移動リフト」のうち段差解消機にかかる状態像である「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査の結果がありません。

そのため、状態像が該当するかどうかの判断は、医師から得た情報及びサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャー等が判断してください。

③基本調査の内容から例外給付の対象にならない場合

基本調査の結果のみでは例外給付の対象にはならない場合でも、以下の条件を全て満たす場合であって、これらについて川西市が書面等確実な方法により確認できる場合は例外給付の対象になります。

・例外給付の対象となる条件

ア）表２のⅰ）～ⅲ）までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている。

イ）サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

ウ）ア及びイについて、川西市に書面等の確実な方法により確認を受けること。

※対象品目について、表２に該当しない場合は保険給付の対象となりませんが、これは当該対象品目の必要性を否定するものではなく、介護保険外の提供（自費利用）を妨げるものではありません。

（表 1）

種目	例外給付の対象になる状態像 （厚生労働大臣が定める者のイ）	左の状態像に該当する基本調査の結果
ア）車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 （一）日常的に歩行が困難な者 （二）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	 基本調査 1-7「3.できない」 （二）については該当項目なし
イ）特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 （一）日常的に起きあがりが困難な者 （二）日常的に寝返りが困難な者	 基本調査 1-4「3.できない」 基本調査 1-3「3.できない」
ウ）床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3「3.できない」
エ）認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 （一）意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 （二）移動において全介助を必要としない者	 基本調査 3-1「調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～3-7 のいずれか「2.できない」 又は 基本調査 3-8～4-15 のいずれか「1.ない」以外 ※その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2-2「4.全介助」以外
オ）移動用リフト （つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 （一）日常的に立ち上がりが困難な者 （二）移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	 基本調査 1-8「3.できない」 基本調査 2-1「3.一部介助」又は「4.全介助」
※オ）のうち、 段差解消機のみ	（三）生活環境において段差の解消が必要と認められる者	（三）については該当項目なし
カ）自動排泄処理装置 （尿のみを自動的に吸引するものを除く）	次のいずれにも該当する者 （一）排便が全介助を必要とする者 （二）移乗が全介助を必要とする者	 基本調査 2-6「4.全介助」 基本調査 2-1「4.全介助」

（表 2）

類型	状態
i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイ（表 1）の状態像に該当する者 （例　パーキンソン病の治療薬によるＯＮ・ＯＦＦ現象）
ii	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイ（表 1）の状態像に該当することが確実に見込まれる者 （例　がん末期の急速な状態悪化）
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は状態の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイ（表 1）の状態像に該当すると判断できる者 （例　ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

4. 川西市への申請について

①提出書類
・福祉用具貸与例外給付申請書
・医師の医学的所見
　※主治医意見書、診断書、ケアマネジャーが聴取した記録（いつ誰にどのような方法で聴取したかわかるもの）等
・サービス担当者会議等の計画に関する書類
　（要介護者）居宅サービス計画書の第 1 表、第 2 表、第 4 表
　（要支援者）介護予防サービス・支援計画書、支援経過（サービス担当者会議の要点含む）

②提出方法・提出先
・提出方法
　持参又は郵送
・提出先
　〒666-8501
　川西市中央町 12-1
　川西市役所　介護保険課　適正化担当

③提出時期
サービス計画書交付後、速やかに申請してください。ただし、署名をうけるのに時間がかかるなどのやむを得ない事情がある場合は必ず事前にご連絡ください。

５．例外給付の流れ及び留意点について

以下の順序でケアマネジメントを進め、川西市へ申請してください。

①アセスメント
②原案作成
③医師意見聴取
④サービス担当者会議
⑤本プラン作成、同意、交付
⑥例外給付申請
⑦結果通知

※①～⑥について、以下の点に留意して申請を行ってください。

①アセスメント

・「軽度者に対する福祉用具貸与例外給付について」の「2.例外給付の対象種目」及び「3.例外給付の対象となる場合」をご参照ください。
・福祉用具の使用の必要性について検討し、必要であると判断した場合は福祉用具の提供方法として例外給付に該当する状態像であるかを検討してください。
・対象品目に関する状態像については、表１を参照してください。
・軽度者に対する福祉用具貸与は原則給付対象外です。本人や家族の希望だけでなく、適切なケアマネジメントに基づいて貸与してください。

②原案作成

・福祉用具の位置づけの必要性について、ニーズや目標を明確に記載してください。

③医師意見聴取

・福祉用具の導入の可否や、福祉用具の必要性ではなく、医学的な所見から原因疾患との関連性や、ⅰ）～ⅲ）のどの状態像に該当するか、また、その判断の根拠となる意見を聴取してください。なお、ケアマネジャーの意見に同意する趣旨や状態像の番号（ⅰ～ⅲ）だけを確認することや、病名のみを聴取している場合、具体的な医師の所見が確認できませんのでご留意ください。

（記載例）

○→「●●がん末期の状態悪化により余命数日から数ヶ月と考えられ、短期間で起き上がりができない状態に至ると確実に見込まれるため、ⅱ）に該当すると判断する」

×→「起居動作を安全に行うためにベッドが必要」（福祉用具の使用についての意見）
「パーキンソン病」（病名のみ）、「ⅰ」（状態像の番号のみ）
「（ケアマネジャーの意見に対し）必要性を認める」（同意のみ）　など

・対象種目ではない福祉用具の貸与と同様にサービス提供時や療養上の留意点について、幅広い医学的意見の収集に努めてください。

④サービス担当者会議

・医師から聴取した意見内容を踏まえてサービス担当者間で検討する必要があります。
・対象種目に関わらず、福祉用具を位置づける際は、導入の必要性や、福祉用具の使用による本人の身体及び生活の改善の見込み等について検討してください。
・例外給付を申請する場合は表１及び表２の状態像に該当するかについても確認・検討してください。

⑤本プラン作成・同意・交付

・例外給付に係る申請の結果により保険給付の有無が異なることや、それぞれの場合の費用について利用者及び家族に丁寧に説明したうえでケアプランを作成してください。

⑥申請

・福祉用具貸与の例外給付申請書
利用者のどのような状況からいずれの状態像に該当すると判断したかがわかるように記載してください。
・ケアプラン第１、２表
利用者の同意（委託を受けている居宅介護支援事業所は地域包括支援センターの確認を含む）を得たものを提出してください。また、福祉用具の品目ごとに目標及びニーズを検討してください。
・サービス担当者会議の記録
医師の意見聴取後にその内容を踏まえて話し合ったものを提出してください。
※意見聴取前の開催を妨げるものではありませんが、例外給付における介護給付としての対象期間は医師の意見を踏まえたサービス担当者会議を開催した日以降となるので注意してください。
・医師の所見
主治医意見書、診断書、聴取の記録（いつ、医師にどのような方法で聴取したかわかるものに限る）のいずれかを提出してください。提出する資料には、①ⅰ～ⅲの状態像に該当していること、②その判断の根拠となった具体的な利用者の状態が記載されていることを確認してください。

⑦結果通知

・軽度者に対する福祉用具の例外給付確認通知書で、給付の有無について確認してください。
・例外給付に該当すると判断された場合でも、当該認定期間の終了時には改めての申請が必要です。

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付に関するＱ＆Ａ

算定期間について

Q1. 例外給付の算定期間はいつまでですか。

A1. 認定有効期間の範囲内になります。

Q2. 例外給付の算定期間はいつからですか。

A2. 医師から状態像の聴取を行った後その内容を踏まえてサービス担当者会議を開催した日、又は利用開始日を比較し、後の方の日付からになります。

提出時期について

Q3. 認定申請中で介護度が未確定の期間に利用開始します。いつ申請をすればいいですか。

A3. 認定結果の確認後、速やかに申請してください。ただし、確認期間の開始はQ2の通りですので暫定プラン作成時に医師の意見の聴取やサービス担当者会議を開催しておいてください。（詳細はQ2参照）

提出書類について

Q4.「医師の医学的な所見」について、どのような内容の聴取や記載が必要ですか。

A4. 聴取日、病院名、医師名に加えて、利用者の身体状況が、ⅰ）～ⅲ）のどの状態像に該当するかについての確認、その判断の根拠となった具体的な所見及び疾病名の確認ができることが必要です。「病名」「病状」のみの所見や「福祉用具が必要」「転倒のリスク」などの福祉用具の必要性のみの所見では、例外給付における状態像の確認ができません。

Q5.「医師の医学的な所見」について、情報収集を電話による聴取とした場合、日時や医師名などを確認できる書類がないが、どうすればよいですか。

A5. 医師の意見を踏まえて開催したサービス担当者会議の要点に、聴取日時や内容、主治医名などを記載してください。ＦＡＸ等で聴取した場合は当該ＦＡＸの写しを添付してください。

Q6.「サービス担当者会議の要点」について、どのような内容の検討や記載が必要ですか。

A6. 通常のサービス担当者会議の要点に必要な内容はもちろんのこと、少なくとも開催日、参加者（欠席の担当者については照会者）、照会内容、福祉用具導入の必要性、例外給付申請にあたって医師から状態像等について聴取した内容（いつ、だれに、聴取方法含む）、状態像について担当者間で検討した内容、例外給付申請の必要性については記載が必要です。

継続利用について

Q7. 算定期間が終了したが、引き続き福祉用具を利用する場合はどのようにすればいいですか。

A7. 引き続き例外給付を受ける場合は再度申請が必要です。原則として算定期間が終了する前日までに改めて例外給付申請書を提出してください。

Q8. 同一種目について算定期間の更新申請の場合、更新後の期間はいつからになりますか。

A8. 認定有効期間の開始日、またはサービス担当者会議を開催した日を比較し、後の方の日付からになります。（Q2 参照）

Q9. すでに例外給付申請をして川西市から確認通知を受け取っているが、区分変更申請をして介護度が変更になった。再度申請をする必要がありますか。

A9. 算定期間は認定有効期間に準じます。要介護度が変更になった場合、前回分の認定有効期間は変更申請日の前日までに変更されるので、それに応じて算定期間も変更（短縮）されます。引き続き例外給付を受ける場合は再度申請が必要です。

Q10. すでに例外給付申請をして川西市から確認通知を受け取っている利用者について、算定期間中に居宅介護支援事業所が変更になった。変更後の事業所は再度申請をする必要がありますか。

A10. 再度申請が必要です。

Q11. すでに他市で例外給付申請をして他市から確認通知を受け取っている利用者について、算定期間中に転居され、保険者が変更になった。再度申請をする必要がありますか。

A11. 例外給付は保険者の確認を受ける必要があります。川西市へ改めて申請が必要です。

認定申請における代行申請の留意事項

猪名川町

★申請を代行される際は、被保険者（本人）や家族へ以下の事項を伝えていただくようお願いいたします。

1、主治医意見書について

- 主治医へ介護認定の申請をしていることを伝える必要があること。
- 定期的に受診をしていない場合は、近日中に受診する必要があること。
- 受診する際は、主治医に介護認定の申請にともなう受診であると伝える必要があること。
- 受診する際は、申請してから1週間後を目安に受診するようお願いすること。

【理由】受診日までに主治医のもとに主治医意見書が届いていない場合、再受診となる可能性があるため

- 病院によっては、家族同伴での受診が必要なこともあるため、事前に確認をお願いすること。

2、認定調査について

- 後日、認定調査員から日程調整の電話があるため、指定された連絡先に見知らぬ番号からかかってくることもあること。

※本人・ご家族等と連絡が取れない場合、認定が遅れることがあります。

★変更申請の注意事項

- **変更申請に該当するかの確認のお願い**

変更申請は、認定有効期間中に心身の状態の変化により介護の必要の度合いに変化がある場合に、要介護（要支援）状態区分の変更が必要であるとして行う申請です。認定結果について不服の場合には、変更申請ではなく、審査請求の手続きです。

- **更新認定の結果が出た後に、変更申請する場合**

更新認定の結果が出た後、更新前の認定の残り有効期間内に状態の変化があり、残り有効期間内の日を申請日として変更申請する場合、この申請は、更新前の認定に対して更新申請受付期間の変更申請です。この場合、既に出ている更新認定の結果は無効です。

次のページに具体的な事例を載せていますので、ご確認をお願いします。

＜更新認定の結果が出た後に変更申請する場合の例＞

※元の認定が【要介護１、有効期間は３月３１日まで】で、その更新認定の結果【要支援２、有効期間は４月１日から】が判明した後に、要介護２以上の状態に重度変化があるとして３月１５日に変更申請する場合

(1)更新認定結果【要支援２、有効期間は４月１日から】は無効になる。

(2)元の認定【要介護１、有効期間は３月３１日まで】に対する変更申請となり、

判定に応じて認定結果は次のとおり。

- 判定：要介護２⇒３月１５日から要介護２で変更認定
- 判定：要介護１⇒４月１日から要介護１でみなし更新認定
- 判定：要支援２⇒４月１日から要支援２で新規認定
- 判定：要支援１⇒４月１日から要支援１で新規認定
- 判定：非該当⇒４月１日から無認定

（注）更新認定時の状態（要支援2）から要介護1の状態に重度変化がある場合は、要介護1の有効期間内である3月31日までは、変更申請の必要はありません。

- 更新認定結果は無効となるため、区分変更結果が要支援１・２で認定された場合は新規認定扱いとなります。新規認定は有効期間が最大で１２ヶ月間であるため、更新認定結果の有効期間より短くなる可能性があります。そのようなリスクがあることを本人・ご家族等にご説明の上、申請いただくようお願いいたします。

高齢政策課からのお知らせ等について

各種通知・調査については、R6年度より県HPに掲載することといたしますので、必ずご確認をお願いします。

・厚生労働省・兵庫県からの重要なお知らせや通知等を掲載いたしますので、ご活用をお願いいたします。
・情報更新時等は、引き続きメールにてご案内いたしますので、メールアドレスの登録も併せてよろしくお願いいたします。

【掲載内容（予定）】

厚生労働省・兵庫県からの通知・事務連絡等
災害・感染症等に関するお知らせ
厚生労働省「介護保険最新情報」等
臨時的なお知らせ等

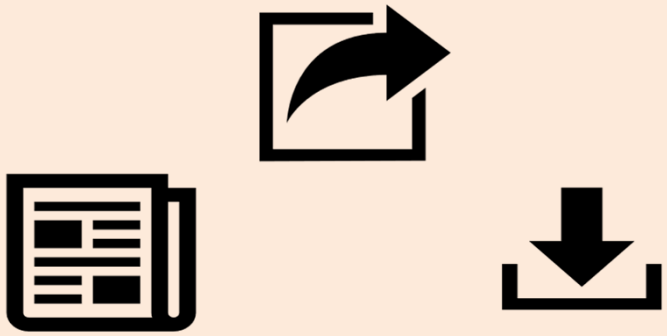

【掲載場所（予定）】

URL:https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/kaigooshirase.html
※現在は準備中となります。ご了承下さい。

1

メールアドレスの登録について

各種通知・調査をはじめ、介護サービスに関する情報をタイムリーにお知らせできるよう、県内全て（政令市・中核市を含む）の高齢者福祉施設及び介護サービス事業所のメールアドレス登録をお願いしています。

※医療みなしの事業所は、登録対象外です。

※**登録は、実施サービスごと**にお願いします。

支援制度等の案内を見逃すことにつながりかねませんので、積極的な登録をお願いします。

【対象施設及び事業所】

入所系	特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
通所系	通所介護（療養・地域密着型含む）、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護
訪問系	訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
その他	居宅介護支援、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

【登録方法】

下記パソコンURLもしくはスマートフォンQRコードから電子申請システムから登録してください。

パソコンURL：https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1625191110654

スマートフォンQRコード

2

メールアドレスの登録について

【送付する内容・例（県HP）】

制度関係	・R6介護報酬改定に関する情報（国事務連絡等） ・集団指導の案内　等
補助金関係	・介護サービス事業所・施設向け新型コロナウイルス感染対策関連情報 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html ・介護職員処遇改善支援補助金（令和6年2月から5月）関連情報 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/shogukaizen/hozyokin.html ・介護職員等処遇改善加算関連情報 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/syoguukasan.html ＜既に今年度募集が終了しているもの＞ ・外国人介護人材受入施設環境整備事業 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/komyu.html ・社会福祉法人等奨学金返済支援事業 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/shakaifukushihoujinshougakukin.html ・福祉の職場体験事業（受入施設募集） https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/hw17_000000031.html
募集関係	・外国人介護職員向け・受入れ施設職員向けセミナー https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/gaikoku-kenshu.html ＜既に今年度募集が終了しているもの＞ ・介護職員等によるたんの吸引等の研修事業について https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000126.html ・ハラスメント等対策研修 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/houkananzen.html ・介護職員処遇改善加算等取得促進セミナー ・新任職員ステップアップ研修 ・福祉施設先輩エルダー養成講習会

メールアドレスの登録について

■よくある申請誤り

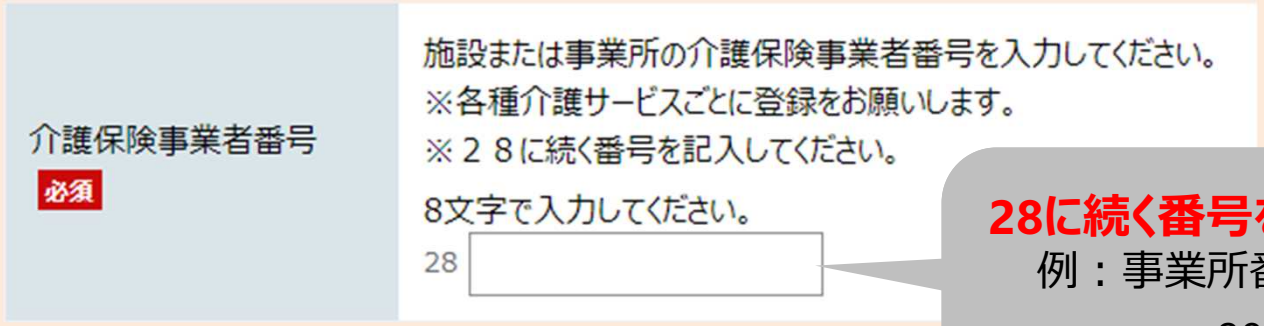

28に続く番号を記入してください。
例：事業所番号　2812345678
× 28 28123456
○ 28 12345678

■メールアドレスの変更方法

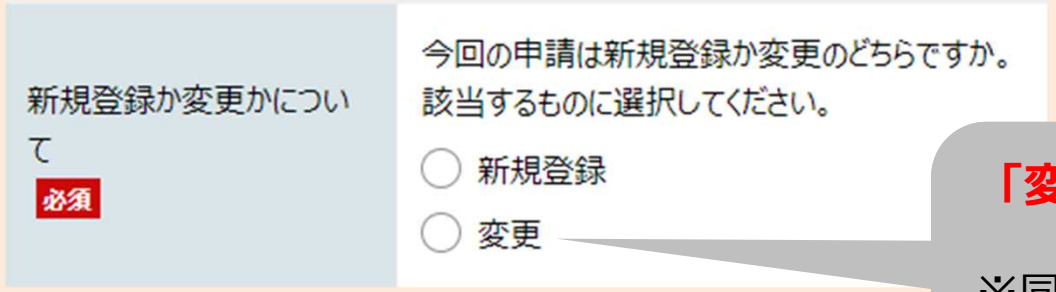

「変更」を選択して申請ください。

※同じメールアドレスを複数の事業所で利用されている場合、全ての事業所番号で変更の手続きをお願いします。